

# 高知県立嶺北高等学校校友会会則

(名称及び事務局)

第一条 本会は高知県立嶺北高等学校校友会と称し、その事務局を嶺北高等学校内におく。

(目的)

第二条 本会は会員相互の向上親睦を図り、あわせて嶺北高等学校の発展に貢献することをもって目的とする。

(会員)

第三条 本会は高知県立高知農業高等学校本山分校、同森分校ならびに高知県立嶺北高等学校、同森分校卒業生および修了生を会員とし、現旧教職員をもって特別会員とする。

2 本会の趣旨に賛同できる者は、総会の決議により特別会員とすることができる。

(役員およびその任期)

第四条 本会に次の役員をおき、その任期を一年とし、総会において選任する。ただし、再任を妨げない。また、補欠就任の場合は前任者の残任期間とする。

- 一 会長は一名とし、本会を統括する。
- 二 副会長は若干名とし、会長を補佐し会長に事故あるときはその代理をする。
- 三 事務局は二名とし、会の事務処理をする。
- 四 会計は二名とし、金銭、物品の出納ならびに予算決算の事務を掌る。
- 五 監事は二名とし、監査にあたる。
- 六 顧問は若干名おくことができる。

(会議)

第五条 本会の会議は総会および役員会とする。

2 総会は、定期総会および臨時総会とする。

3 役員会は必要に応じて、会長が招集する。

(定期総会)

第六条 毎年定期総会を開催する。

2 定期総会は会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第七条 臨時総会は必要に応じて会長が招集し、開催する。

2 会員は五十名以上の賛同を得て臨時総会の招集を請求することができる。請求があった時は会長は速やかにこれを招集しなければならない。

(会報)

第八条 本会は必要に応じて会報を発行する。

(異動)

第九条 会員はその異動を遅滞なく事務局に報告しなければならない。

(会費)

第十条 会員は入会するとき会費として三千円を納入する。

(会計)

第十一条 本会の経費は会費ならびに寄付金をもってこれにあてる。

2 会計年度は四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わるものとする。

(支部)

第十二条 総会の承認を得て支部をおくことができる。

(会則の改正)

第十三条 本会則の改正は総会の議決を得なければならない。

付 則

- 1 嶺北高等学校同窓会会則（昭和三十二年五月五日施行）は廃止する。
- 2 本会会則は昭和四十九年七月二十八日から施行する。
- 3 平成二十一年六月七日一部改正
- 4 平成二十二年六月十九日一部改正
- 5 平成二十四年六月二十三日一部改正
- 6 平成二十五年六月二十二日一部改正